

令和6年5月 白石市教育委員会臨時会 会議録

1 招集日時 令和6年5月27日（月） 午前9時30分

2 招集場所 白石市役所4階 第4会議室

3 出席者 半沢教育長、小室委員、鈴木委員、大橋委員、志村委員

4 欠席委員 なし

5 説明のため出席した者

教育部 山田教育部長

学校管理課 佐藤課長 星教育専門監

こども未来課 山田課長 須井課長補佐 松野幼保支援係長

6 本委員会の書記は、次のとおりである。

須井こども未来課長補佐

7 開会 午前9時30分

8 議事日程

第25号議案 白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針（案）について

9 前回会議録の承認について

教育長：（委員全員に諮って）承認する。

10 教育委員会会議録署名委員の指名について

教育長： 鈴木委員及び大橋委員を指名する。

11 議事

・第25号議案 白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針（案）について

(質疑等)

(16 ページ)

小室委員： 1園あたりの4、5歳児の人数が10名を下回る場合は休園の検討を進めるという基準を明確に定めたことは非常に良いと思います。

こども未来課長： 既に4、5歳児で10名を下回っている園がありますが、すぐ休園にすることは難しいため、段階的に保護者の皆様にお知らせしながら慎重に進めていきたいと考えております。

小室委員： 「幼児教育アドバイザー」とはどのような業務か具体的に説明してください。

こども未来課長： 幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験があり、さらに県の専門的な研修を受講することにより「幼児教育アドバイザー」の資格が与えられます。

昨年度、幼児教育アドバイザーの資格を取得した者が、本年度よりこども未来課に1名配置され、保育士の質の向上を目的とし、様々な指導や研修を行っているところです。また、幼保小かけ橋事業と合わせ、指導主事とともに保育園や幼稚園を訪問し、保育士の指導や相談といった事業も実施しております。さらに本年度も「幼児教育アドバイザー」の資格取得を目指している者もいることから、有資格者を継続的に配置し保育の質の向上を目指して行こうとするものです。

大橋委員： 公立・私立を問わずとありますが、公立と私立の幼稚園と保育園は、現在どのように連携しているのですか。

こども未来課長： 今年度から幼稚園と保育園を所管する部署が一緒となり、公立・私立で連携し会議や研修会等を実施しております。これから公立・私立ともに、さらなる充実を図っていきたいと考えております。

(17 ページ)

小室委員： 認定こども園は、夏休みはあるのか、また、給食で自園調理とありますが、その施設の中に給食センターと同様の設備を整備するということなのか説明してください。

こども未来課長： 認定こども園は、幼稚園機能と保育園機能両方持ち合せた施設になりますので、幼稚園機能部分については夏休みを設けることになります。今後夏休みについてどこまで柔軟に対応できるのかで変わってくるかとは思いますが、現行制度はそのようになっております。

自園調理については、保育園は0歳から2歳児までは自園調理が義務づけられております。現在、3歳以上児については、ご飯のみを持参し、おかげはその園で作ったおかげを提供しています。幼稚園については、自園調理は義務づけられておりませんので、給食センターから搬入してもらうか、弁当を持参するかの選択制になっております。認定こども園として調理場を整備しますので、やはり自園調理を実施しアレルギー対応などもできるような施設にしていきたいと考えています。

鈴木委員： 延長保育時間についてですが、年長さんが卒園した後、小学校入学まで空白の期間が生じてしまい、働く保護者がその期間困っているという声もお聞きしています。また、

家族の状況や就労状況等によって保育時間が複雑になっているともお聞きしていますが、どのようにになっているのか教えてください。

こども未来課長： 幼稚園は保育施設ではなく学校なので、卒園した後と入学式までの空白期間は生じてしまいます。保育園は3月31日までの年度末まで対応しています。4月1日以降は入学する学校の放課後児童クラブへ行くことが可能となっております。

鈴木委員： 入学前でも放課後児童クラブは申し込みができるということでしょうか。

こども未来課長： その通りです。

保育時間については、家族の状況や就労状況によって異なっており、また、保育園と幼稚園によっても異なっております。幼稚園は、8時30分から13時30分まで、預かり保育は18時までとなっております。公立保育園は、保護者の就労時間によって18時30分または19：00までお預かりしております。

小室委員： 保護者の方が保育園あるいは幼稚園を選ぶ際に、どれだけの時間を預かっていただけたかが重要となります。これから親はすべて共働きするという認識で対応していただきたいと思います。

大橋委員： 「インクルーシブ保育の推進」とありますが、認定こども園ができたときに、そういう医療的ケア児のための特別なクラスを設置する予定ですか。

こども未来課長： その子のためのクラスを設けるのではなくて、その子に対応した施設を作りたいと考えていますし、あくまでも通常保育でやれる内容で、その子のために必要なものを充実していくべきだと考えています。

鈴木委員： 医療的なケアが必要な子供が入園してくることも想定されるので、そうした場合は、その医療的ケアをするためにナースを配置するということになりますか。

教育長： はい、おっしゃる通り。あくまでも可能な限りで、受け入れる方向で検討するということです。

志村委員： アレルギーがある子の場合、給食の提供は色々なものがあるので結構怖い。0歳児だと当然話せませんので。今の給食センターはアレルギー対応の給食ができますが、そのためには何がダメなのか、医者の診断書が必要です。その他のアレルギー対応のものも含めて、慎重にかなり配慮を持って柔軟に対応しないとすごく怖いと思います。当然、保育の現場にいらっしゃる方々はご理解していただいていると思いますが、保護者としては心配な部分もあるので、そこは配慮していただきたいです。

教育長： 丁寧に対応していきたいと思います。現行においても、アレルギー診断は医師の診断書でやっています。命に関わる問題になりますので慎重に対応していきます。

(18ページ)

小室委員： 「子育て中の親子の交流促進や専任スタッフ」とありますが、「専任スタッフ」とはどういう資格を持った方なのか。また「こども誰でも通園制度」とはどういうことなのかわからぬので教えて欲しい。

こども未来課長： 「専任スタッフ」でございますが、地域子育て支援センターに、保育士を配置しております。子育て中の親御さんが子どもと一緒によくいらっしゃって、交流しながら様々な相談等の受け入れをしております。保育士資格を持った専任スタッフということになります。

「こども誰でも通園制度」については、国が示している令和8年度から実証義務化される制度です。現行制度とは違って就労要件を問わず、一人当たり月10時間を限度として利用できる制度です。現在は仙台で試験的に導入をしておりますので、そういういた動きなども見ながら、本市でも令和8年度に向けて体制を整えていければと思います。

(19ページ)

小室委員： 地域子育て支援センター、ひこうせん、ファミリー・サポート・センター、幼児教育・保育センター、こども家庭センターと5施設ありますが、簡単にどのような施設なのか教えてください。

こども未来課長： 地域子育て支援センターは、現在のふれあいプラザにありますが、小さいお子さんが親御さんなどと一緒に利用できる施設となっております。ひこうせんは先ほど申し上げましたように障害児通所施設です。ファミリー・サポート・センターは、例えば塾に送つて行ってほしいとか、放課後ちょっと見て欲しいなどというときに登録してサポートを受ける施設となっています。幼児教育・保育センターについては、「幼児教育センター」が本来の名前ですが、今回認定こども園と一緒に「保育」も本市独自でつけています。先ほどの幼児教育アドバイザーを配置した施設になります。こちらについては、現在こども未来課に配置しておりますので、こども未来課も一緒に入るようになります。こども家庭センターについては、今年度、子育て支援課に看板を掲げております。こども家庭センターは保健師、家庭相談員を配置した施設になっております。こちらの施設と一緒に併設するということになります。

教育長： 第25号議案について
(委員全員に諮って) 承認する。

以上

12 その他

学校管理課長： 6月の定例教育委員会は、6月4日(火)午後1時30分から本庁舎3階第3会議室で行います。教育委員の出席をお願いいたします。

以上

13 閉会 午前10時35分 終了

第25号議案 白石市幼児教育・保育のあり方に関する基本方針（案）について
て（原案承認）

令和 6 年 5 月 27 日

署名委員 鈴木 順子

署名委員 大橋 扶美子